



平成 28 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 **マックス株式会社**
代 表 者 名 代表取締役社長 川 村 八 郎
(コード番号：6454 東証第1部)
問 合 せ 先 主幹執行役員 浅 見 泰
(TEL. 03-3669-8106)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年3月7日付「監査等委員会設置会社への移行のお知らせ」でお知らせした監査等委員会設置会社への移行を内容に含む「定款一部変更の件」を平成28年6月29日開催予定の第85回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、社外取締役が過半数を構成する監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実により透明性の高い経営の実現を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮出来るようにすることを目的として、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で取締役の責任を免除することができる旨の規定を新設するものであります(変更案第33条第1項)。また、会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第32条を変更案第33条第2項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記の変更に伴い、条数の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 29 日 (水曜日)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 29 日 (水曜日)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第1章 総則 (機関の設置) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第1章 総則 (機関の設置) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第3章 株主総会 (定時及び臨時株主総会) 第15条 定時株主総会は、 <u>毎決算期の翌日から3月以内</u> に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第3章 株主総会 (定時及び臨時株主総会) 第15条 定時株主総会は、 <u>毎事業年度の終了後3月以内</u> に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の定員) 第22条 当社に取締役10名以内を置く。 (新設) (取締役の選任) 第23条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (4. 新設) (5. 新設) (取締役の任期) 第24条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. <u>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期と同一とする。</u> (2. 新設) (3. 新設) (取締役会の議事及び決議方法) 第28条 取締役会の <u>議事</u> は議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数で決定する。 2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。 (取締役会の招集) 第29条 取締役会は、取締役会規程で定めた取締役がこれを招集し、取締役会の招集通知は会日の7日前までに各取締役及び監査役に対して発する。 但し、緊急必要あるときは、この期間を短縮することができる。 (2. 新設)	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の定員) 第22条 当社に取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名以内を置く。 2. <u>当社に監査等委員である取締役5名以内を置く。</u> (取締役の選任) 第23条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会において選任する。 2. ~3. (現行どおり) 4. <u>会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> 5. <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u> (取締役の任期) 第24条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (削除) 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (取締役会の決議方法等) 第28条 取締役会の <u>決議</u> は議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数で決定する。 2. (現行どおり) (取締役会の招集) 第29条 取締役会は、取締役会規程で定めた取締役がこれを招集し、取締役会の招集通知は会日の7日前までに各取締役に対して発する。 但し、緊急必要あるときは、この期間を短縮することができる。 2. <u>前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は取締役会を招集することができる。</u>

